

## 農地制度のあり方に関する決議

農地は、食料の安定供給にとって不可欠な資源であると同時に、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等、多面的機能を果たしている有限で貴重な資源であり、真に守るべき農地をしっかりと確保しなければならない。

また、地方に「しごと」を生み出し、「まち」に「ひと」が住み、希望を持ち続けることができるようにするためには、農業の再生と総合的なまちづくりの両立が必要である。

しかし、耕作放棄地の発生等により、農地の総量確保の目標と現実に乖離が生じている。また、大臣許可・協議に係る農地転用に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに、総合的なまちづくりに支障を来している。

このため、農業や農村の実態を最も理解している市町村が農地の総量確保について参画する仕組みを構築するとともに、個々の農地転用許可等についても、その権限を市町村に移譲すべきである。

よって、国は、農地制度の見直しに向け、下記事項の実現を図るよう強く要請する。

### 記

1. 農地の総量確保の目標については、農地確保の責任を国と地方が共有し、農地の総量確保の仕組みの実効性を確保するため、市町村が主体的に設定した目標の積み上げを基本とし、国、都道府県及び市町村が議論を尽くしたうえで設定すること。
2. 真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じた総合的なまちづくりを実現するため、個々の農地転用許可等については、基準の明確化等の措置を講じた上で、大臣許可・協議を廃止し、市町村に移譲すること。

以上決議する。

平成 26 年 11 月 13 日

全 国 市 長 会